

長崎市宿泊税検討委員会

概 要 資 料

【目 次】

長崎市宿泊税検討委員会の概要	．．．．．	1 ページ
長崎市附属機関に関する条例（抜粋）	．．．	2 ページ
長崎市宿泊税検討委員会規則	．．．．．	3 ページ
長崎市附属機関の設置等にする基準	．．．	4 ページ
長崎市附属機関の会議公開にする要領	．．．	7 ページ

令和元年 10 月 15 日（火）

長崎市役所 議会第 4 会議室

長崎市宿泊税検討委員会の概要

- 1 名 称 長崎市宿泊税検討委員会（事務局：理財部収納課）
- 2 担当事務 本市の宿泊税の導入に関する重要事項の調査審議に関すること。
- 3 開催予定回数 4回
- 4 委員構成 6名（委員長1名、副委員長1名、委員4名）
- 5 委員の任期 令和元年10月15日から令和2年3月31日まで

6 長崎市宿泊税検討委員会スケジュール案

時期	内容
令和元年10月～11月	第1～2回長崎市宿泊税検討委員会 ・課税要件、用途のあり方等についての議論
令和2年1月	第3回長崎市宿泊税検討委員会 ・報告書案についての素案検討
令和2年2月	第4回長崎市宿泊税検討委員会 ・報告書とりまとめ
	市長へ最終報告

○長崎市附属機関に関する条例

昭和28年10月6日

条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律、政令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平27条例18・全改)

(設置)

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

2 前項に規定するものを除くほか、執行機関等は、必要に応じて、別表第2に掲げる種類の附属機関を設置する。

(平27条例18・追加、平27条例40・平28条例6・一部改正)

(委任)

第3条 附属機関の組織、運営、報酬及び費用弁償の額その他必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、附属機関の属する執行機関等が定める。

(平27条例18・旧第2条繰下・一部改正)

別表第1（第2条関係）

(平27条例18・全改・一部改正、平27条例27・一部改正、平27条例40・旧別表・一部改正、平28条例6・平28条例28・平28条例40・平29条例3・平30条例2・平31条例19・令元条例38・一部改正)

附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	略	略
	長崎市宿泊税検討委員会	本市の宿泊税の導入に関する重要事項の調査審議に関すること。
教育委員会	略	略
上下水道事業管理者	略	略

別表第2（第2条関係）

(平27条例40・追加、平30条例35・一部改正)

附属機関の種類	担当事務	設置期間
略	略	略

長崎市宿泊税検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）第3条の規定に基づき、長崎市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 旅行業関係事業者を代表する者
- (3) 観光関係団体を代表する者
- (4) 経済団体を代表する者
- (5) 宿泊事業者を代表する者
- (6) 市民

3 市長は、前項第6号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号から第5号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、その事業者又は団体を離れたときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する

。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 委員長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、理財部収納課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(この規則の失効)

3 この規則は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

長崎市附属機関の設置等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、附属機関の設置目的の効果的かつ効率的な実現を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、附属機関とは、調停、審査、諮問又は調査のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条その他法令の規定に基づき設置する機関をいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 既に類似の附属機関がある場合には、既存のものを改組する等により、その活用を図ること。
- (2) 設置しようとする附属機関の所期の目的の終期が明らかな場合には、当該設置に係る条例等の規定において、設置する期限を明示すること。
- (3) 長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）別表第2に掲げる類型の附属機関は、その設置期間が1年以内を予定するものであること。

(附属機関の委員)

第4条 附属機関の委員（以下単に「委員」という。）の構成に当たっては、設置目的の効果的な実現に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層から適切な者の任命等を行うこと。
- (2) 委員の数は、法令等に委員の数の定めがある等の特別の事情があると認められる場合を除き、原則として20人以内とすること。
- (3) 委員の選任に当たっては、男女の比率が、一方に偏らないよう努めること。
- (4) 法令等に定めがある等の特別の事情があると認められる場合を除き、本市の職員を委員に任命しないこと。
- (5) 委員の選任に当たっては、特に専門性が必要なもの、行政処分を審議するもの等の専門的知識を要する附属機関を除き、別に定めるところにより、公募制を積極的に導入し、当該公募による委員の数が、委員の定数の10分の1以上（委員の定数が10人未満である場合にあつては、1人以上）となるように努めること。
- (6) 法令等に定めがある場合又は特に参画する必要があると議会が認める場合を除き、

原則として市議会議員の選任は行わないこと。

- (7) 委員の在任できる期間は、一つの委員（当該委員の職を継続する場合に限る。）について、原則として3期又は6年以内とすること。
- (8) 委員が、その職責を十分に果たし得るよう、他の委員との兼職は、原則として4つの委員の職までとすること。ただし、公募により選任された委員は他の委員との兼職はできないこと。

（附属機関の会議の運営）

第5条 附属機関の会議（以下単に「会議」という。）の運営に当たっては、効率的かつ実質的な審議等が尽くされるよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 適切な開催の回数及び時間とすること。
- (2) 会議の資料は、原則として事前に配付すること。
- (3) 会議の記録等は、審議等の経過を明確にすること。
- (4) 会議は、別に定めるところにより、原則として公開とすること。

（附属機関の見直し）

第6条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止、統合等の見直しを検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下したもの
- (3) 活動が著しく低調なもの
- (4) 他の行政手段等による対応が可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が、他の附属機関と類似し、又は重複しているため、当該他の附属機関との統合が可能なもの

（協議）

第7条 附属機関を所管する所属の長は、附属機関を設置し、廃止し、若しくは統合する場合、又は附属機関の委員数、委員の構成や運営に係る条例、規則等の規定を改める場合は、行政体制整備室長とあらかじめ協議するものとする。

（委員選任情報の一元管理）

第8条 委員の選任に係る情報は、行政体制整備室長が一元管理を行うものとする。

- 2 委員の改選等により委員構成に変更があつたときは、附属機関を所管する所属の長は、行政体制整備室長に当該変更後の委員名簿を提出するものとする。

（委任）

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成15年2月7日から施行する。
- 2 長崎市附属機関等の設置等に関する基準第4条、第5条及び第8条の規定は、平成15年4月1日以降に行う委員の任命等及び同日以降に開催する会議について適用する。

附 則（平成19年7月31日決裁）

この基準は平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成22年4月22日決裁）

この基準は平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成27年6月12日決裁）

この基準は平成27年6月12日から施行する。

附 則（平成27年10月21日決裁）

この基準は平成27年10月21日から施行する。

長崎市附属機関の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるとともに、市民参加の推進を図るため、長崎市附属機関の設置等に関する基準（平成15年2月7日施行）第5条第4号の規定に基づき、附属機関の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を明らかにし、公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象とする附属機関とは、長崎市附属機関の設置等に関する基準第2条に規定する附属機関とする。

3 附属機関の会議の公開基準

附属機関の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により当該会議が非公開とされている場合
- (2) 長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）第7条各号に定める非公開情報に該当するものについての審議等を行う場合
- (3) 公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、又は会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、前項第1号の場合を除き、同項に定める基準に基づき、当該附属機関が、その会議において行うものとする。ただし、当該会議が附属機関の第1回目の会議である等の理由により、当該会議による決定を行うことができない場合は、当該附属機関を所管する所属の長が、事前に当該附属機関の委員の意見を聴く等の方法により、会議の公開又は非公開を決定することができるものとする。
- (2) 附属機関は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 1回の会議において公開とするものと非公開とするものに議題が分かれる場合は、先に非公開とする議題について審議し、その後公開とする議題について審議するものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する市民等に対し、当該附属機関の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関の長は、公開する会議において、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。この場合において、当該会議の傍聴者に対しては議事次第書、会議資料等を配付するものとする。
- (3) 前号の傍聴を認める定員については、原則5人以上とする。ただし、会議場の都合等やむを得ない場合は、定員を5人未満とすることができる。
- (4) 附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍

聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の秩序維持に努めるものとする。

6 傍聴の手続

- (1) 附属機関の会議を傍聴しようとする者は、傍聴の申込みをしなければならない。
- (2) 前号の申込みは、先着順に受け付ける。
- (3) 前号の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情があるときは、抽選により傍聴人を選出することができる。

7 会議公開の周知方法

附属機関を所管する所属は、会議の開催に当たっては、公開又は非公開の別にかかわらず、当該会議の開催日の2週間前までに、開催の日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続その他必要な事項を記載した開催通知を広報紙又は長崎市ホームページに掲載し、当該会議の開催を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

8 会議録の作成

附属機関を所管する所属は、会議の終了後、会議録を速やかに作成しなければならない。

9 適用期日

この要領は、平成15年4月1日以降に開催する会議について適用する。